

令和7年第1回臨時会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和7年3月24日 開会

令和7年3月24日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和7年3月24日

出席議員 (18名)

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	小関義明君	8番	森佐衛君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	阿井市郎君	12番	岡本高直君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	市原淳君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	事務局長	渡辺裕次郎君
消防長	秋葉和彦君	水道部長	白井光夫君
公立長生病院 病院事務部長	柴崎勲君	事務局次長	石崎康志君
事務局副参事 (環境衛生課長事務取扱)	杉崎正文君	消防本部次長 (総務課長事務取扱)	丸宏史君
水道部次長 (管理課長事務取扱)	大和久正君	事務局総務課長	鳥山禎幸君
医療民生課長	唐津ひろみ君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君
環境衛生課主幹	渡邊稔也君	会計管理者	田邊治幸君
環境衛生 センター所長	安井一仁君	温水センター所長	本吉智久君
長南聖苑所長	村上尚子君	視聴覚教材 センター所長	茂住卓生君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡澤靖江	書記	秋葉正人
書記	野元保裕	書記	大塚将史

議 事 日 程

令和7年3月25日 午前10時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 2号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 工事請負契約の変更について

○議長（梅澤哲夫君） 皆さんこんにちは。

議会開会に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告第1号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分した旨、3月7日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は、以上であります。

次に、本日の臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を、お手元に配付いたしました。その中で、消防本部高橋課長補佐より、欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

午前10時31分開会

○議長（梅澤哲夫君） ただいまから、令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は全員です。よって会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今臨時会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

岡沢議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催し、令和7年第1回臨時会の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に、本臨時会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第2といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思います。

日程第3から第6につきましては、議案4件でございます。この議案4件につきましては、

おのおの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、採決をするようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

5番ますだよしお議員、6番常泉健一議員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

ここで、管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 皆様、おはようございます。

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、本臨時会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より組合行政の進展に御指導、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

それでは、初めに、行政報告をさせていただきたいと存じます。

環境衛生課の関係でございますが、新最終処分場建設事業につきましては、令和5年9月の工事契約から事故もなく進捗しております。このような中、浸出水処理施設建設工事において、近年の物価高騰に伴い、インフレスライド条項を適用した請負代金額の変更について、

これまで議員全員協議会等で御報告しておりました。

このたび、受注者であるカナデビア株式会社東京本社との間でスライド条項に基づく協議が整い、仮契約を締結しましたので、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるため議案を本臨時会に提案させていただいております。

よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本臨時会では、報告1件と議案4件を御提案申し上げます。

まず、報告第1号は、専決処分の報告につきまして、組合の業務に関して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分による対応をさせていただきましたので、議会に報告するものであります。

また、議案につきましては、議案第1号は、長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第3号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号は、先ほど申し上げました工事請負契約の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

以上、本臨時会でご審議いただく議案等の概要説明といたしますが、詳細につきましては、担当課から説明させますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

臨時会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第3「議案第1号長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第1号長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が、令和7年4月1日に施行となることに伴

い、所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には、マイナンバー法第2条第8項以降の項が1項ずつずれること等に伴い、当組合条例の引用部分の条項ずれの修正等を行うものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第1号長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第2号刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行となり、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されること等に伴い、関連する3つの条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には、長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例、職員の給与に関する条例、長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の各条例中に規定された懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるほか、用語の修正を行うものでございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第2号刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が令和7年第1回議会定例会において可決され、令和7年4月1日より新たな給料表が適用されることに伴い、切替え日である令和7年4月1日の前日から引き続き在職する職員について、切替え日の前日の職務の級及び号給に応じて、新たな職務の級及び号給へと切り替える切替表を定める必要があるため、所要の改正をしようとするものでございます。

当組合職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系をとっており、令和7年茂原市議会3月定例会において所要の改正がなされたことから、同様に改正をしようとするものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第4号工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第4号工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

本案は、令和5年9月28日開催の令和5年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会において御可決をいただきました新最終処分場浸出水処理施設建設工事について、急激な物価水準の変動に伴い、契約約款第26条第6項に規定するインフレスライドの適用による契約内容の変更に伴い、現契約額に2億9,039万3,400円を増額し、変更後の契約金額を34億7,819万3,400円とし、受注者カナデビア株式会社東京本社と、令和7年3月3日付で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この変更契約の予算につきましては、さきの議会定例会において御可決いただいたものでございます。

変更契約の概要につきましては、お手元の議案書3ページの参考資料を御覧ください。

変更理由といたしましては、工事請負契約締結後における物価上昇の影響による市場の実勢価格の変動を、工事請負代金額に的確に反映させるため、契約約款第26条第6項の規定による受注者からの請求に基づき、インフレスライド条項を適用し、工事請負代金額の増額変更を行うものでございます。

また、別途施工中でございます新最終処分場土木建築工事の工期延長に伴い、関連する工事の一部が着手困難となり、本工事期間を延長する必要性が生じたことから、当初工期の令和8年3月19日までを256日間の延長により、令和8年11月30日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

4ページをお開きください。インフレスライドによる増額の計算資料となりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） 今、変更理由をお聞きしました。その中で、インフレスライド条項を適用するがゆえに2億9,000万円余と、こういうことであります。

これについては、4ページ云々の計算式のお話がありましたけれども、基本的にこのインフレの中でどういう状況、内容的なものが上がるんだと、2億9,000万円の内容を教えてください。

それと、もう一点は、256日の延長と、こういうことであります。これ8か月余という、その延長期間が非常に長い。この長いということになりますと、関連するのが、現在大沢にあります最終処分場がありますよね。その辺の影響というものは懸念されないのかどうか、その辺についてちょっと教えてください。

○議長（梅澤哲夫君） 答弁を求めます。

事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

初めに、こちらのスライドの内容ということでございますが、今回、こちらのインフレスライドにつきましては、残工事額に対しますインフレスライドの請求があったもので、本来であれば、インフレスライドについては、残工事額全体にかかってスライドの請求があるものでございますが、今回については、急激な物価水準の変動によりまして、今回の該当となったものが機械機器でございます。機械機器と電気計装機器ということで、こちらの資材物価の高騰に伴う内容についての物価上昇率に伴います請求があったものでございます。

ということで、土木工事だとかこういう内容がございますけれども、そちらの方は今回の

スライドの対象となっておりません。あくまでも、機器類の上昇に関するスライドを適用するという内容でございます。

また、工期の延長ということで、8か月の工期延長になっております。こちら、先ほど局長からの説明がありましたが、土木工事の方がどうしても8か月延長なってしまったということで、関連する一部の工事がありましたので、その部分がどうしてもこのプラントの工事の方も工期延長になります。それで、大沢のエコパーク長生の方にも8か月の延長ということで、先般、地元の対策会議等でもちょっとお話をさせていただいて、今後地元との協議をさせていただいて、灰の埋立てを延長をさせていただきたいということで、また引き続き御協議をお願いするような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございませぬか。

5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 1点、お伺ひしたいと思ひます。

工事期間が令和8年11月30日まで延びたわけですね。そうすると、その間にまた資材が上がったとしますよね。その場合、また基準日を決めて、インフレスライドということがあり得るかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） また、再スライドということの話だと思ひますが、こちらの方、工期延長になりまして、その対象の工事期間が増えますので、スライドの請求のこの規定といたしましては、残工事2か月のものを基本的にはスライド請求ができるという制度がございませぬ。

ただ、しかしながら、こちらの今回工期延長に伴います協議の中で、相手方のカナデビアさんと協議をさせていただきまして、今回、一番大きな部分の機器の方のスライドを今回請求で見せておりますので、基本的にはこの機器については、このスライド額を適用した中でもう発注をいたしますので、この機器類についての上昇というのはいないということを確認しております。

また、工事全体も、工期延長に伴うものは、ほんの僅かな部分がどうしても延長になりますが、基本的には3月の末、当初工期の中で、3月頃にほぼほぼの工事の方が終了するということで、一応今の段階でございませぬけれども、相手方と話をした中で、今後スライドをするということは今のところ考えていないということ聞いております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 5 番ますだよしお君。

○5 番（ますだよしお君） 民間で普通の工事を発注しますと、資材というのは契約したときに全部手配するんですね。このように、途中で資材が上がっているというのは、私はちょっとおかしいと思っているんです。設計書が出ているわけですから、何の資材が幾つで、あと何々が何本というのは、もう最初から分かっているわけですね。そうすれば、請負業者はその手配済みだというふうに考えるのが一般的だと思いますが、その辺の確認はどうなっているのでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） 今おっしゃったとおり、本来であれば工事発注の段階で、いろいろ機材等も用意するというのが普通の考え方でございます。実は、こちらの契約については、性能発注ということで、設計自体を相手方の方がやる工事でございます、その内容について私どもとこの11月ぐらいまで、その内容の精査をいたしまして、そこで、こちらの方の承認を得た機材として発注するというので、まだ機器類についての発注というのが、申し訳なかったんですが、できていない段階でございます。

ということで、今後、その協議の整った機材について順次発注していくという制度でございまして、それとあと、特注の製品がかなり多うございまして、そういうことで、資材の高騰の影響を受けたということでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 5 番ますだよしお君。

○5 番（ますだよしお君） ちょっと今言っていること分かんないんですが、私が申し上げているのは、一番初めに、令和5年に契約をしたときに、機材を何々がどのくらい使うというのは、設計書で皆出ているわけですよ。それを用意して、上がったから上げろというのは、ちょっと話がおかしいんじゃないですかということを行っているんです。分かりますか。

設計書を最初に渡して、見積り出しているわけですよ。その見積りで契約金払っているわけですから、本来であれば、その業者が工事で使うのは、全部発注して確保しておくのが当たり前の話しですよ。それが特注であるものだから云々かんぬんだからって、じゃ、最初の見積りは何だということにならないんですか。特注なものだろうと何だろうと、設計書に上げて、この部分はこういう材料を使ってこうですよというのは、全部出ているわけですよ。ちょっと民間では、このスライド制度っていうのは考えられないんです。もう少しちゃんと

やってくれないと、あなたたちたかが3億って、2億9,000万円か、と思われるかも分かりませんが、それは構成市町村の全部の血税なんです。その辺をやっぱり請負業者としっかりしておかないと、どこまでいったってだだ漏れじゃないですか。

これについて、実際どう思っているのかお聞きしたいんです。もし、管理者、難しいですよ。じゃ、どなたか専門的な分かる方、お願いしますよ。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局長、渡辺裕次郎君。

○事務局長（渡辺裕次郎君） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

先ほど環境衛生課の方から御説明させていただいた内容ですが、性能発注という、私たち一般の契約とかでちょっと分かりづらい部分があると思うんですけども、例えば、今回の水処理施設は、1日にどのくらいのきれいな水をつくる、汚れた水をきれいにしてまた戻すという、そういうような設定を決めて、そういう施設を造ってくださいという、それを性能発注というふうに呼ぶんだそうです。すみません、私もちょっとその辺詳しくは分かりませんけども、そういうようなことで、そういうようなものを造るために契約した後に設計を組むと。機械等も、そこからこういう機械でという設計を組むということで、今回の契約は成っているということでごさいます、そういったことで、実際に機械が決まってくる、特注のものもあるという話も先ほどもあったんですけども、そういうことで決まるのにちょっと時間がかかってしまっているというのは、実際のところでごさいます、そういった中で急激な何か経済の状況があったということでごさいますので、私ども本当にこういうふうには契約額が上がってしまうと、そういうことに対しましては、本当に圏域住民の方々に本当に申し訳ないなという気持ちでごさいますところですけども、何とぞ御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（梅澤哲夫君） 5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 3回目ですから、これで終わりですよ。

もう一度聞きます。今、事務局長さんがおっしゃられたのは、絵に描いた餅で契約したということを私は思っているんですね。契約した後に設計が始まったというのが、もう全然話がおかしいと思うんですよ。設計ができていないのに何で契約するんですか。今、そういうふうにおっしゃいましたよね。契約してから細かい設計が入ったって言われたと思うんですが、そんなもん最初から契約するのはおかしいじゃないですか。幾らだつてふかせるんだから、そうなるよ。

これが最後の質問だと思いますけれども、ここまで来たんだから、今さら駄目だよということは言えないのは重々承知しておりますけれども、今後のこともありますので、全体像の設計ができていないで契約したようなことを、今局長おっしゃいましたけれども、そういうことじゃなくて、全ての設計ができてから契約するようにお願いしたいと思いますが、これはもう要望です、最後ですので。お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございませんか。

15番柴田孝君。

○15番（柴田 孝君） 先ほどの変更の概要の説明、変更理由の説明の中で、26条の第6項というお話でしたけども、この6項については、もう当たり前のごとく協議も何もなしでできる条項なんですね。そうすると、前に3項、5項って部分があるんですけども、これは、3項は、協議によってその内容を定めるというふうになっていると思うんですね。

それで、5項については、特別な要因によりということ、主な工事材料ということで価格の変動が著しい場合ということで、これについても協議していくんだと。

それで、6項の場合は、協議というのは載っていないんですけども、これはもう発注者側から、このスライド条項というものは、国・県から示されているんだと思うんですね。

これでもうやるんだよというようなことになっているのか、また、どの時点で、受注者側からどんな協議がされてきたのか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

協議、どのような形でしてきたかということでございますけれども、工事については、定例の会議とかそういう形で行わせていただいておりますけれども、そのような中で、まず相手方からちょっとそういうようなお話がございました。急激な物価上昇に伴いますやはり内容の変更についてというまずは協議がありまして、その中で協議を重ねてきて、相手方がどうしても、先ほど申し上げた機器類についての物価の上昇に伴うものが追いつかないということでございましたので、インフレスライドの請求については、契約約款の中にございますので、そちらの約款の条項を使わせていただきたいということでございました。

度重なる協議をさせていただいた中で、相手方からその請求を、概算の請求をいただいた中で、その後、物価の上昇率等を勘案した詳細な内容を、内訳書を頂きまして、その内容を私ども、それからコンサルタントを含めまして、内容の積算が十分できているかとか、そういう内容について精査をさせていただきました。

そういった形で協議をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 15番柴田孝君。

○15番（柴田 孝君） 今の説明だと、この6項に当てはまらないんじゃないかって。協議しているんですよね。6項を読むと、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項ですよね、規定にかかわらず、請負代金の変更を請求することができるということで、これ当たり前のごとく協議もなしでもできるんだよという条文なんですよ。

この6項を何で使ったというところを、もう一度説明願いたいと思うんですけども。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） こちらの6項につきましては、今読み上げていただいたとおり、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は、請負代金額の変更を請求することができるとなっておりますので、こちらの代金額の変更についての請求をさせていただきたいということで、私どもは承ったものでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 15番柴田孝君。

○15番（柴田 孝君） それこそ、3回目なんですけれども、相手からの申し出ということになれば、この3項だとかね、協議相手からの申し出があってそのものを協議内容を詰めていくという条文が3項なんです。というところなんで、この条文が6項で本当にいいのかどうかということをお聞きしているんで、その辺の発注者側としてのその判断というものを再度お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局副参事、杉崎正文君。

○事務局副参事（杉崎正文君） こちらの6項の規定については、インフレスライドというような条項でございます。初めの3項については、全体スライド制度ということで、ちょっと若干の内容が違います。こちらについては、令和6年2月28日付で、県の通知ではインフレスライド条項については、工期内に賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準の変更、変動が生じている場合、インフレスライドの請求が可能でと、建設関連団体に通知がされているものでございます。

その場合、請求があった場合は、適切な対応を図っていただきたいということでの通知があったもので、今回、インフレスライドの請求があったものということで、私どもは解釈しております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第4号工事請負契約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議にかかる会議録の調製にあたり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

これをもって令和7年度第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時15分閉会